

一般社団法人先端材料技術協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人先端材料技術協会（以下「当法人」という。）定款第53条の規定により、当法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2章 支部

(支部)

第2条 当法人は、支部を設置することができる。支部の設立手続き及び運営規定は別途定める。

第3章 会員

(入会費及び会費)

第3条 当法人の入会費は、無料とする。

第4条 会費は、別途規定で定める。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員
- (4) 協力会員

2 会費は、前払いとし、毎年6月30日までに次年度の会費を支払うものとする。

3 年度の途中で入会した会員は、その時期に限らず、その年度の年会費1年分を支払わなければならない。また、年度の途中で退会した会員には、その時期に拘らず、会費の返却は行わない。

4 当法人及び他のSAMPE組織が開催する国際会議に登録出席した非会員は、当法人に入会届を提出し、入会費及び当該年度の会費を無料として、正会員または学生会員となることができる。

(会員の権利及び特典)

第5条 会員は次に規定する権利を有し、また特典を受けることができる。

- (1) 正会員
 - a. 当法人定款に規定される議決権を行使し、また役員候補者として立候補することができる。
 - b. SAMPE本部あるいは当法人が主催する国際会議、講演会、研究会、セミナー、見学

会、展示会などの催し（以下、諸行事と称する）に、無料もしくは正会員を対象とする規定料金で参加することができる。

- c. SAMPE Journal 及び SAMPE 本部と協会が発行する会員対象の刊行物あるいは各種情報を受領することができる。電子版は無料とし、紙媒体については、郵送料を負担するものとする。
- d. SAMPE 本部あるいは協会が発行する特定の刊行物を、会員を対象とする規定料金で購入することができる。

(2) 賛助会員

賛助会員は、別途規定に記載された特典に加え、所属する個人を賛助会費に応じた人数について正会員とすることができる。当該正会員は、当法人に登録するものとし、正会員としての権利及び特典を受けることができる。

(3) 学生会員

- a. SAMPE 本部あるいは当法人が主催する諸行事に、無料もしくは学生会員を対象とする規定料金で参加することができる。
- b. SAMPE 本部あるいは当法人が発行する特定の刊行物を、学生会員を対象とする規定料金で購入することができる。
- c. SAMPE 本部あるいは協会が主催する学生イベントに参加することができる。
- d. 学生支部を結成することができる。

(4) 協力会員

協力会員は、別途規定に記載された特典に加え、当法人または賛助会員が提供する情報を無償で入手することができる。

(シニア会員)

第6条 正会員の内、年齢が65歳を超えたものは、シニア会員として登録され、別途定めるシニア会員料金にて正会員と同等の権利とサービスを受けることができる。

(名誉会員)

第7条 当法人は、先端材料技術に顕著な功績を挙げ、または当法人の発展に著しく寄与した者を名誉会員に選定する。名誉会員は、理事会に臨席し意見を陳述する権利を与えられる。

- 2 名誉会員は、シニア会員料金にて正会員と同等の権利とサービスを受けることができる。
- 3 名誉会員の氏名は、退会後も継続して当法人の会員リスト（名簿）に掲載する。

第4章 役員等

(会長)

第8条 会長は、SAMPE Global のExecutive Cabinet Memberを兼務し、次の職務を行うものとする。

- (1) 総会、理事会及び常務理事会の議長
- (2) 本部総会（Global Board Of Director Meeting； Global BOD Meeting）及びGlobal

Cabinet Meeting などへの出席

(3) Global Executive Cabinet Member の職務

(4) SAMPE 本部、海外 SAMPE 地域本部及び支部主催の国際会議についても必要とされる場合の会議への出席

(5) その他、この細則で明示されている職務のほか当法人の円滑な運営に必要職務、ならびに理事会及び常務理事会が付託する職務

(筆頭副会長及び副会長)

第9条 筆頭副会長及び副会長は、次の職務を行うものとする。

(1) 会長の補佐役として、当法人を運営、統括する職務

(2) 筆頭副会長は、総務・会計担当および財務委員会担当役員として当法人の運営にあたり、第29条に規定する JAPAN Business Office (JBO と称する) を指揮して総務・会計を統括する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、国際会議及び展示会の開催を統括する。

(4) その他、会長または理事会及び常務理事会から付託された事項を遂行する。

(常務理事)

第10条 当法人の役員に次の常務理事をおく。

(1) 国際代表担当役員 (Global By-Laws に規定の人数)

(2) 常任委員会担当役員

a. 企画委員会担当役員

b. 技術情報交換委員会担当役員

c. コンポジット委員会担当役員

d. 会員・広報委員会担当役員

e. 表彰委員会担当役員

f. 学生委員会担当役員

g. 規則委員会担当役員

2 国際代表担当役員は、当法人ならびに、SAMPE 本部の運営に関与し、その目的の推進と向上に尽力し、次の職務を行うものとする。

(1) 会長とともに当法人を代表し、本部総会 (Global Board Of Director Meeting, Global BOD Meeting) に出席し、その内容を理事会または常務理事会に報告する職務

(2) 当法人の運営にあたって、会長、理事会及び常務理事会を補佐し、本規約に規定する職務及び、会長、理事会または常務理事会から付託された事項を遂行する職務

3 筆頭副会長は、総務・会計担当役員として第8章に明記された業務委託先である株式会社ガリレオと密接に連絡をとりながら、以下の職務を行うものとする。

(1) 理事会、常務理事会及び総会において、財務状況を報告する職務

(2) 理事会、常務理事会及び総会への決算報告書案、次年度予算案を提出する職務

(3) その他、会長、理事会または常務理事会から要請のあった、資金を必要とする事項に対して予算案の作成を行う職務

4 常任委員会担当役員は、常任委員会運営規定で定める任務を達成するための活動を職務とする。

(顧問)

第11条 過去に会長職を務めた者は、顧問として当法人の運営にあたり、会長、理事会及び常務理事会を補佐、指導するものとする。そのため、理事会、常務理事会への助言者としての臨席資格を有するものとする。ただし、前会長として監事を務める者は除く。

(理事の選任)

第12条 理事及び監事の選任は、以下の選任手続きに従って行われるものとする。

(1) 選任の時期

協会の次期理事及び監事は、2年毎に6月末までに候補を指名し、定時総会にて選任する。

(2) 選任資格要件及び制約

- a. 理事候補者は、協会の正会員であり、さらに選任以前に1年以上の会員歴を有することを要する。ただし、定款第27条第2項に定める有識者には適用しない。
- b. この細則の推薦手続きに従って、選任対象候補者として正式に指名されたものであることを要する。

(3) 推薦委員会

会長は、理事会の承認を経て、委員長1名、委員3名で構成される推薦委員会を組織する。

(4) 推薦候補の決定

推薦委員会は、会員からの立候補者及び被推薦者を取りまとめて審議し、総会に先立つ直近の理事会までに、推薦する理事及び監事候補者を決定し、理事会に報告しなければならない。

(5) 指名

すべての理事候補者は、総会に先立つ直近の理事会で、推薦委員会の推薦に基づき、審議の上指名されなければならない。

(6) 理事の選任

会長は指名された候補者を総会に提案し、総会で選任を行う。

(7) 役員の決定

選任された理事は、総会の直後に理事会を行い、役職を決定する。

(8) 通知

JBOは、選任された新年度役員の名簿を、できるだけ速やかに、SAMPE本部事務局(SAMPE GBO)に通知する。

5 理事が担当する役職の任期は、定款第30条に定めた理事の任期と同一とする。ただし同一の役職については、連続2期を超えてはならないものとする。

(欠員の補充)

第13条 役員に欠員が生じた場合には、次の規定により補充する。

- (1) 会長に欠員が生じた場合は、筆頭副会長が自動的に会長に就任し、前任者の残された任期の間その職を務めるものとする。
- (2) 副会長に欠員が生じた場合には、欠員発生後 60 日以内に理事会で選任する。
- (3) その他の役員に欠員が生じた場合には、会長は、その時の事情に即して、総会の承認を条件として、新役員を任命するものとする。ただし、この任命を受ける者は、すべて該当する選任資格要件を満たしていなければならない。任命された役員は、前任者の残された任期の間その職を務めるものとする。
- (4) 欠員補充のため選任された新役員の氏名、職名ならびに前任者の氏名を、JBO は速やかに本部事務局（SAMPE GBO）に通知する。

第5章 理事会

（理事会）

第14条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 顧問及び名誉会員ならびに JBO 所長及び会長が必要に応じて指名した者は、理事会に陪席し、助言者として意見を述べることができる。

（理事会の召集）

第15条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会は、年2回開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

（議長）

第16条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（理事会の業務）

第17条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、筆頭副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) その他この定款および細則において別に定める事項

（理事会の決議）

第18条 理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 音声の即時性と画像の双方向性が担保されていれば、電子システムによる参加を出席として扱うことができる。
- 4 理事は、委任状により他の理事に議決権を委任することができない。

（決議の省略）

第19条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第20条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した会長、筆頭副会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 常務理事会

（常務理事会）

第21条 常務理事会は、会長、筆頭副会長、副会長及び常務理事をもって構成する（常務理事等と称する）。

- 2 顧問及び名誉会員ならびにJBO所長及び会長が必要に応じて指名した者は、常務理事会に陪席し、助言者として意見を述べることができる。
- 3 常務理事会は、業務執行に関わる討議を行うこととする。
- 4 常務理事会は、会長が召集する。
- 5 常務理事会は、年2回開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

（常務理事会の決議）

第22条 常務理事会の決議は、議決に加わることができる常務理事等の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する常務理事等は、議決に加わることができない。
- 3 音声の即時性と画像の双方向性が担保されていれば、電子システムによる参加を出席として扱うことができる。
- 4 已むを得ず欠席する常務理事等は、あらかじめ委任状を提出して他の常務理事等へ議決権を委任することができる。
- 5 事前に委任状を提出しない常務理事会欠席者は、この議決に従うものとする。

第7章 委員会

（常任委員会）

第23条 当法人に次の常任委員会を置く。

- (1) 財務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 技術情報交換委員会

(4) コンポジット委員会

(5) 会員・広報委員会

(6) 表彰委員会

(7) 学生委員会

(8) 規則委員会

2 会長は、常務委員会担当役員に常任委員会委員長を委嘱する。

3 第1項に定められた常任委員会の任務及び運営は、別途定める各委員会の運営規定及び内規による。

4 常任委員会の委員長を複数兼ねることはできないものとする。

(JISSE シンポジウム委員会)

第24条 当法人は、国際会議（JISSE）を運営するにあたり、JISSE シンポジウム委員会を置く。

2 会長は、理事会の承認を得て、JISSE シンポジウム委員長を委嘱する。

3 シンポジウム委員長は、別途定める運営規定により JISSE シンポジウムを企画開催する。

(展示委員会)

第25条 当法人は、先端材料技術展を運営するにあたり、展示委員会を置く。

2 会長は、理事会の承認を得て、展示委員長を委嘱する。

3 展示委員長は、別途定める運営規定により先端材料技術展を企画開催する。

(特別委員会)

第26条 会長は、理事会の承認のもと、必要と思われる特別委員会を企画し、委員長を委嘱することができる。

(顧問会議)

第27条 当法人は、会長経験者から構成される顧問会議を置く。

第28条 顧問会議は、会長からの委嘱を受け、次の業務を行う。理事会は、候補者の推薦を受けて、協会としてのSAMPE本部への推薦を決定する。

(1) SAMPEフェロー候補の選定および理事会への推薦

(2) SAMPE Award候補の選定および理事会への推薦

(3) その他、会長が委嘱した事項

(SAMPE JAPAN Business Office)

第29条 当法人の事務局として、日本地域本部の中に SAMPE JAPAN Business Office (JBO と称する。)を設置する。

2 JBO には、所長を設け、理事会の承認を経て、会長が任命する。

3 JBO 所長及び所員には、事務局員として、業務相当額の報酬を支払うものとし、その額は、会長の提案に基づき、理事会の承認を得て決定する。

第30条 JBO は、筆頭副会長の指揮の元に、協会の運営に係わる次の職務を行うものとする。

(1) 会員名簿の作成と管理職務

(2) 総会、理事会及び常務理事会を事務局として運営

- (3) 各会議の議事録の作成と、その保管職務
- (4) 協会の規約及び財務担当役員に義務づけられた場合を除く、帳簿類、消耗品、協会財産、その他理事会によって要請される品目などの保管職務
- (5) 会長、理事会または常務理事会から要請のあった報告書や書類の作成、提出職務
- (6) 他機関との契約の維持・更新に関わる職務
- (7) ホームページの設置と管理職務
- (8) 会員への情報サービス提供及び協力会員への賛助会員情報の発信
- (9) SAMPE 本部の By-laws 及び Practices に定められた以下の業務を遂行する職務
 - a. 会員名簿の更新、SAMPE 本部への会員名簿の通知
 - b. 国際会議及び展示会に対するロイヤルティの支払いと会計計算書の送付)
- (10) 協会の業務委託先である、株式会社ガリレオとの密接な連絡及び、協会の会計業務の委託とその管理の職務
- (11) その他、会長、理事会または常務理事会から付託された業務を遂行する職務

第 8 章 運営及び管理

(事務の外部委託)

第 3 1 条 当法人の業務の内、下記の業務については、業務委託契約先であるガリレオに委託する。委託業務の詳細内容については、業務委託に関する内規に定め、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 入退会受付と会員原簿管理
- (2) 会費の徴収・催告書の送付
- (3) 協会誌等の送付・管理
- (4) 入出金、帳簿などの会計業務
- (5) 決算書案及び予算原案の作成
- (6) 郵便物・電話問合せ等への対応
- (7) 役員選挙に関わる業務
- (8) ホームページ等の管理業務
- (9) 例会・セミナーの運営サポート

(資金の管理)

第 3 2 条 当法人が受けた出資、または、その運営活動により得られた資金は、理事会の承認のもと JB0 所長が管理するものとする。また、当該資金は、理事会が決定する方法と時期において、当法人の目的達成のために支出されるものとする。

(会費の管理)

第 3 3 条 JB0 は、納入された会費の中から SAMPE 本部の Global By-Laws に基づいて算定した金額を、本部事務局 (SAMPE GB0) に振込むものとする。

2 年会費の請求は、ガリレオが行うものとする。会費の支払が滞った場合には、3 ヶ月後、

及び6ヶ月後と合計3回の支払い請求を行う。

3 3ヶ月を越えて会費を滞納した者は、本部会員名簿及び当法人会員名簿から抹消される場合もある。ただし、現会費及び滞納分を全額払い込むことにより、正会員として復帰することができる。

4 1年を越えて会費を滞納した会員は、自動的に会員資格を喪失する。

(報酬及び経費)

第34条 会員が当法人のために為す活動は、定款及びこの細則に規定されている場合を除き、すべてボランティア活動であり、原則として報酬は支払われないものとする。

2 役員、顧問、名誉会員及び常任委員会メンバーが、その職務を遂行するために発生する費用は支払われるものとし、その額は予算に計上されなければならない。

3 当法人に所属するSAMPE Global本部のBoardメンバーがGlobal By-Lawsに基づいて出席義務を負うSAMPE Global本部の会議に出席するための往復航空運賃と、会長が他の地域本部及び海外支部とのOfficial Meetingに出席するための往復航空運賃については、必要経費として協会から支払われるものとし、その費用は交通費として予算に計上されなければならない

(会計業務)

第35条 年会費、賛助会費、機関誌の購読料など、定常的な会計業務は、業務委託契約を締結しているガリレオが代行し、必要に応じて財務委員会担当役員がその内容を把握し、定例の理事会及び常務理事会で報告する。

第36条 当法人が主催する研究会、見学会、講演会、セミナーなどについての会計業務、JB0の活動に伴う会計業務など、外部委託業務以外の会計業務は、全てJB0が行い、ガリレオに毎月の収支内容の報告を行う。ガリレオは、委託会計業務の内容と、協会から報告のあった収支内容を纏めた中間報告を、別途定める通り4半期ごとに行い、毎年度末には年度決算書類を作成する。

第9章 細則の変更

(細則の変更)

第37条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。ただし、第3条および第4条に定める入会費、会費の金額を変更する場合には、社員総会の承認を得なければその効力を有しない。